最終更新日：2015年5月8日

本田技研工業株式会社
伊東　孝紳
問合せ先：法務部　03(3423)1111　（大代表）
証券コード：7267
http://www.honda.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、基本理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「存在を期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

株主、投資家や社会からの信頼と共感をより一層高めるため、四半期毎の決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示など、企業情報の適切な開示をはかり、企業の透明性を今後も高めていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	117,059,000	6.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	85,359,000	4.71
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	55,964,000	3.09
明治安田生命保険相互会社	51,199,000	2.83
東京海上日動火災保険株式会社	42,553,000	2.35
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505223	40,472,000	2.23
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　380072	37,288,000	2.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	36,686,000	2.03
日本生命保険相互会社	30,883,000	1.70
三井住友海上火災保険株式会社	25,739,000	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社2社を有しておりますが、同社に限らず、子会社については経営の独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畔柳　信雄	他の会社の出身者											
國井　秀子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畔柳　信雄		社外取締役の畔柳信雄は、2012年3月まで、株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役会長でした。当社は株式会社三菱UFJ銀行との間に預金、為替等の取引関係があります。	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいためです。 当社と畔柳信雄との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
國井　秀子	○	――	企業活動および国内外のソフトウェア分野における豊かな経験と高い見識を有するとともに、男女共同参画に関する活動を積極的に行っており、それらの経験と見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はございません。 当社と國井秀子との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

2013年度において、監査役と会計監査人との間で会合を10回開催し、会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、相互に意見交換を実施しました。

監査役は、内部監査部門である業務監査室（34名で構成）から、監査方針、監査計画および監査結果について定期的に報告を受けております。また、監査役と業務監査室が単独ないしは連携して、業務監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部紘武	公認会計士													
岩下智親	他の会社の出身者													
樋渡利秋	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部紘武	○	――	公認会計士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただきたいためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はございません。 当社と阿部　紘武氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
		社外監査役の岩下智親は、2006年6月まで東京海上日動火災保険株式会社の取締役副社長でした。当社は東京海上日動	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただきたいためです。

岩下智親		火災保険株式会社との間に保険契約等の取引関係があります。	当社と岩下智親との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
樋渡利秋	○	―――	法律の専門家としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただきたいためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はございません。 当社と樋渡利秋との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

各事業年度の業績等を反映した取締役賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2013年度、当社が支給した役員報酬の額は、取締役14名に対し合計570百万円、うち社外取締役2名に対し合計23百万円、監査役6名に対し合計181百万円、うち社外監査役3名に対し合計47百万円で総額751百万円です。また、役員賞与の額は、取締役13名に対し合計283百万円、うち社外取締役2名に対し合計8百万円です。

また、2013年度、取締役社長 伊東孝紳に対する役員報酬の額は102百万円、役員賞与の額は48百万円、合計150百万円、取締役会長　池史彦に対する役員報酬の額は74百万円、役員賞与の額は33百万円、合計107百万円、取締役副社長執行役員　岩村哲夫に対する役員報酬の額は112百万円、役員賞与の額は29百万円、合計141百万円です。尚、岩村哲夫に対する役員報酬は、アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッドより支払われております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、取締役については、職務執行の対価としての役員報酬と、当該事業年度の業績に連動した取締役賞与によって構成されており、監査役については、職務執行の対価としての役員報酬のみで構成されております。

役員報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役については、取締役会で承認された報酬基準に基づいて支給し、監査役については、監査役の協議によって支給しております。

取締役賞与については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、各事業年度の業績、従来の役員賞与、その他諸般の事情を勘案して、取締役会の決議によって決定しております。監査役賞与については、2010年度をもって廃止し、職務執行の対価としての監査役報酬に一本化しております。

また、取締役および監査役の全員が、報酬のうち一定額を役員持株会に拠出し、自社株を取得するとともに、在任期間中継続して保有することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会をサポートする直属のスタッフ組織として監査役室を設置しております。
また、社外取締役および社外監査役に対して、取締役会の議事その他の情報を必要に応じて提供することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役会＞
取締役会は、取締役13名(うち社内取締役11名・社外取締役2名、男性12名・女性1名)で構成され、重要な業務執行その他法定の事項を含む経営の重要事項について、審議基準に基づいて付議し、事業リスクを評価、検討した上で決定するとともに、業務執行の監視・監督を行っております。
2013年度において、取締役会を9回開催しました。

＜社外取締役＞
当社では、豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただける方を社外取締役に選任しております。その中には、原則として、一般株主との利益相反のおそれのない、独立性の高い社外取締役を含めることとしております。

＜監査役会＞
監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)の体制としており、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。
監査役への報告を適時・的確に実施するため、「監査役報告基準」を整備し、この基準に基づき、監査役に対して、当社や子会社などの営業の状況、内部統制システムの整備および運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとしております。また、監査役は経営会議その他の重要な会議に出席することとしております。2013年度において、監査役会を9回開催しました。

＜監査役の機能強化に係る取組み状況＞
当社では、監査役会をサポートする直属のスタッフ組織として監査役室を設置しております。
監査役 遠藤邦夫は、当社および当社の子会社における財務・経理部門において充分な業務経験を有しており、また、監査役　阿部紘武は公認会計士として豊かな知識と経験を有しており、両名は会社法施行規則第121条第8号において規定される「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」に該当いたします。また、当社の監査役会は、遠藤邦夫および阿部紘武を、米国企業改革法第407条に基づく米国証券取引委員会規則において規定される「監査役会における財務専門家」に認定しております。
当社では、豊かな経験・知識と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただける方を社外監査役に選任しております。その中には、原則として、一般株主との利益相反のおそれのない、独立性の高い社外監査役を含めることとしております。

＜役員候補者の決定＞
取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。

＜組織運営体制＞
執行体制は、基本理念に立脚し、長期的視点に立ち、世界各地域に根ざした事業展開を行うため、6つの地域本部をおいております。
二輪車・四輪車・汎用パワープロダクツの事業本部が、製品別の中・長期展開を企画するとともに、世界での最適な事業運営を円滑に遂行するための調整をしております。また、事業管理本部、管理本部、IT本部、購買本部、およびカスタマーサービス本部といった各機能本部が各機能面での支援・調整を行うなど、当社グループ全体としての効果・効率の向上に努めております。
研究開発は、主に独立した子会社において行われており、製品については、(株)本田技術研究所を中心に、生産技術については、ホンダエンジニアリング(株)を中心に、先進の技術によって、個性的で国際競争力のある商品群を生み出すことを目的とした自由闊達な研究開発活動を行っております。

＜業務執行役員体制＞
地域・事業・機能の各本部および研究開発子会社その他の主要な組織に執行役員を配置し、それぞれの地域や現場において、迅速かつ適切な経営判断を行うことのできる体制としております。

＜経営会議＞
当社は、専務以上の執行役員から構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議しております。

＜地域執行会議＞
各地域が自立性を高め、迅速な意思決定を行うため、各地域本部におかれた地域執行会議が、経営会議から委譲された権限の範囲内で、各地域における経営の重要事項について審議しております。

＜会計監査＞
当社は、有限責任　あずさ監査法人による会社法、金融商品取引法および米国証券取引法に基づく会計監査を受けております。
有限責任　あずさ監査法人においては、会計監査業務を執行した公認会計士3名(金井沢治、山田裕行および小川勤)とその補助者110名(公認会計士58名、米国公認会計士5名、その他47名)の計113名が監査業務に従事しました。
2013年度に係る当社および連結子会社の会社法、金融商品取引法および米国証券取引法に基づく監査証明に係る有限責任　あずさ監査法人とその提携会計事務所であるKPMGに対する報酬の額は、3,670百万円でした。また、2013年度に当社および連結子会社が有限責任　あずさ監査法人とその提携会計事務所であるKPMGから受けた監査業務以外の役務に対する報酬の額は、120百万円でした。

＜監査報酬の決定方針＞
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定にあたっては、会計監査人と協議の上、当社の規模・特性、監査日程等の諸要素を勘案しております。また、当社は、会計監査人の独立性を保つため、監査報酬については、監査役会による事前同意を受け、取締役会で決議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、会社の業務に精通した社内取締役及び客観的で広範かつ高度な視野を持つ2名の社外取締役によって構成された取締役会と、取締役会から独立し、かつ社外監査役を半数以上とする監査役会によって、業務執行に対する監督・監査を行っております。

現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、事務日程を考慮し、可能な限り早い時期に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パーソナルコンピュータまたは携帯電話を使用したインターネットによる議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主向けに英文招集通知を提供しております。
その他	スライドを用いたわかりやすい事業報告、併設した展示会場における当社製品の展示などの施策を実施しております。また、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い、株主総会における議決権行使結果を公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年4回、社長執行役員による会見を必要に応じて行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の主要な機関投資家向けには、適宜、当社グループの事業戦略の説明等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上、 （日本語版 http://www.honda.co.jp/investors/ 、英語版 http://world.honda.com/investors/）において、投資家向けの各種会社情報を公開しております。適時開示は日本語と英語にて同時に行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	国内・北米にIRの担当者をおき、IR活動の充実をはかっております。	
その他	株主に対して、定期的に「株主通信」を発行し、当社の事業、製品、財務状況などに係る情報を提供しております。また、株主・投資家を対象として、国内外の工場などの視察会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や社会からの信頼をより確かなものとするため、当社グループで働く一人ひとりが共有する行動指針として、「わたしたちの行動指針」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、「Honda環境年次レポート」を発行しております。CSR活動については、「CSRレポート」を発行しております。安全に関する情報については、「安全運転普及報告書」を発行しております。これらの報告書については、当社ホームページでも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	さまざまなステークホルダーからの信頼と共感をよりいっそう高めるため、企業の透明性を重視し、積極的な情報提供に努めております。決算発表や財務報告書による企業情報の開示にあたっては、担当執行役員などによって構成される「ディスクロージャー委員会」をおき、開示内容の正確性・的確性について審議しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1） 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社役員および従業員が共有する行動の指針として法令および社内規則の遵守等について規定した「わたしたちの行動指針」を制定し、周知徹底をはかる。
コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当役員として、コンプライアンスオフィサーを任命するとともに、「コンプライアンス委員会」や「企業倫理改善提案窓口」など、コンプライアンス体制の整備を行う。

（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理方針に従い、適切に保存および管理を行う。

（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営の重要事項に関しては、審議基準に基づき取締役会、経営会議または地域執行会議などに付議し、リスクを評価、検討した上で決定する。
リスク管理に関する取り組みを推進する担当役員としてリスクマネジメントオフィサーを任命する。リスクマネジメントオフィサーを中心に、リスク情報を収集・評価し、重大なリスクについては速やかに担当部門に対策を指示するとともに、その進捗状況をモニタリングする。
また、大規模災害などの全社レベルの危機管理については、「全社危機管理方針」および「Hondaリスクマネジメント規程」を制定するなど、体制の整備を行う。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
基本理念に立脚し、地域・事業・機能別の各本部を設置するなど組織運営体制を整備し、各本部や主要な組織に執行役員を配置するほか、経営の重要事項の審議を行う経営会議や地域執行会議をおくことにより、迅速かつ適切な経営判断を行える体制を構築する。
効率的かつ効果的な経営を行うため、中期および年度毎の事業計画等を定め、その共有をはかる。

（5） 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および子会社は「わたしたちの行動指針」やコーポレート・ガバナンスに関する基本方針の共有をはかるとともに、子会社においても、各国の法令や各社の業態に合わせた推進をはかり、コーポレート・ガバナンスの充実に努める。
各子会社に対する監督責任を負う担当役員を設置する。
子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要事項に関しては、社内規定に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。また、「Hondaリスクマネジメント規程」に基づき子会社から重要なリスクについて報告を受けるほか、規模や業態に応じたリスク管理体制の構築を求め、その整備、運用状況を確認する。
当社の企業倫理改善提案窓口が当社および子会社における内部通報を受付け対応する体制を整備するとともに、主要な子会社にも内部通報窓口を設置するなど、グループとして問題を早期に発見・対応する体制を整備する。
社長直轄の業務監査室が、当社各部門の内部監査を行うほか、主要な子会社に設置された内部監査部門を監視・指導するとともに、必要に応じて子会社の直接監査を実施するなどして、グループとしての内部監査体制の充実に努める。
持分法適用会社については当社のガバナンスに関する基本方針への理解と協力を求め、当社グループとしてのコーポレート・ガバナンスの充実に努める。

（6） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会直属のスタッフ組織として設置された監査役室が、監査役へのサポートを実施する。

（7） 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役に対して、当社や子会社などの事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備および運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。
監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを行わない。また、当社の子会社に対しても、同様の要請を行う。
（8） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と内部監査部門である業務監査室が緊密に連携して、当社や子会社などの業務監査を実施するほか、監査役は経営会議その他の重要な会議に出席する。
監査役の職務執行に必要な費用を会社として負担するため、事業年度毎に、監査役からの提案に基づいて必要な予算を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応総括部署を定め、警察等の関連する外部機関と連携して対応しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示に係る基本方針＞
当社は、以下の会社情報を公表すべき重要情報と位置づけ、株主、投資家などのステークホルダーに対し、迅速、正確かつ公平な開示に努めております。

〔重要情報〕
（1） 金融商品取引法ならびに各上場証券取引所が定める「有価証券上場規定」等により適時開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報
（2） その他投資判断に重要な影響を与える会社情報

＜会社情報の適時開示に係る社内体制＞
当社は、情報取扱責任者のもと、総務/法務/広報/財務/経理部門が、適時開示に該当すると想定される会社情報を会社の決定機関ならびに当該情報に関する業務を主に担当する部門（主担当部門）または子会社より収集し、管理する体制を採っております。
公表すべき重要情報か否かの判断および開示方法の決定については、情報取扱責任者を中心に総務/法務/広報/財務/経理部門が、代表取締役、主担当部門、主担当部門を管理・監督する役員（担当役員）と協議のうえ、上記基本方針に従って行っています。

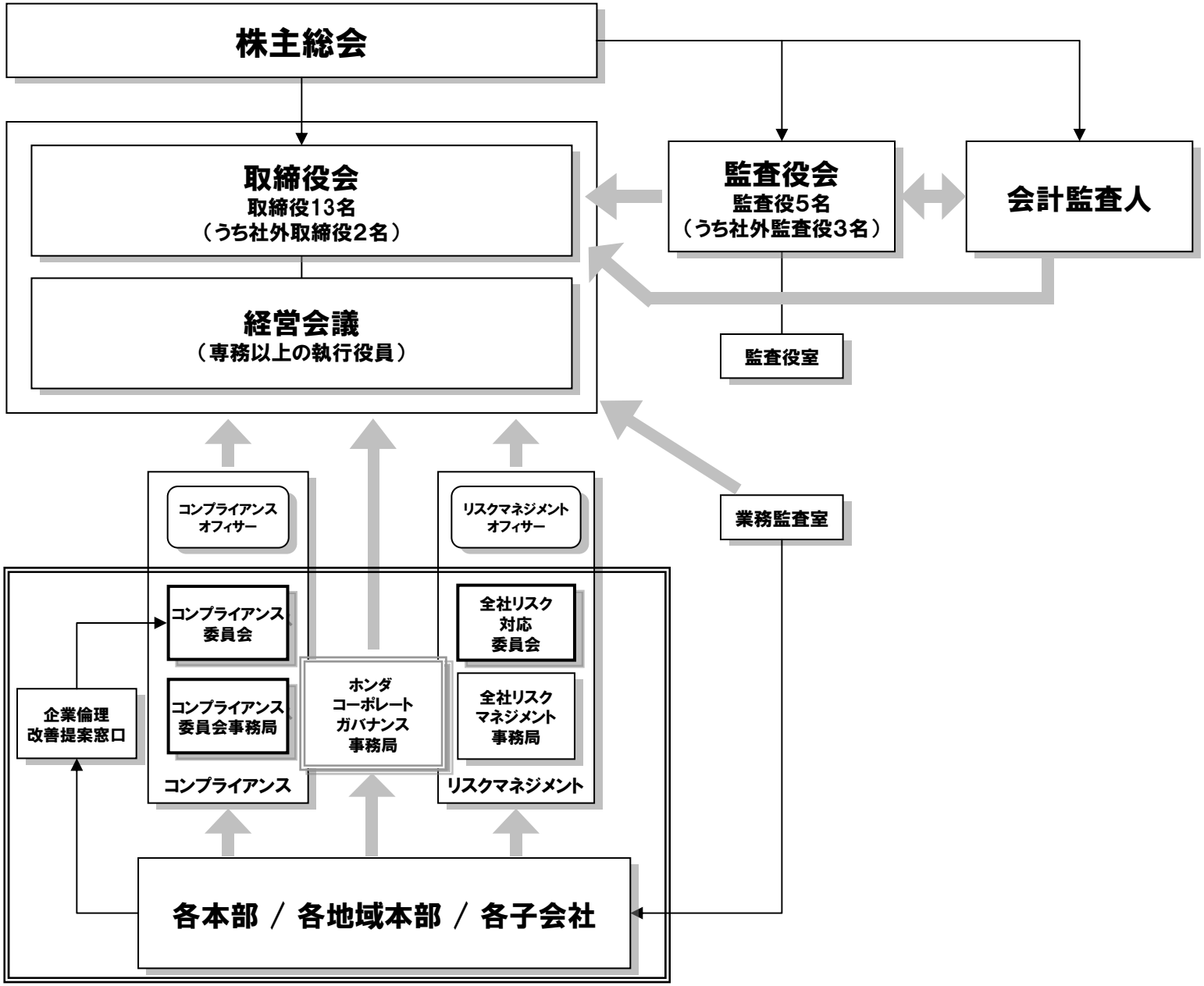
株主総会
取締役会
取締役13名
（うち社外取締役2名）
経営会議
（専務以上の執行役員）
監査役会
監査役5名
（うち社外監査役3名）
会計監査人
監査役室
業務監査室
コンプライアンス
オフィサー
リスクマネジメント
オフィサー
コンプライアンス
委員会
コンプライアンス
委員会事務局
企業倫理
改善提案窓口
コンプライアンス
ホンダ
コーポレート
ガバナンス
事務局
全社リスク
対応
委員会
全社リスク
マネジメント
事務局
リスクマネジメント
各本部 / 各地域本部 / 各子会社
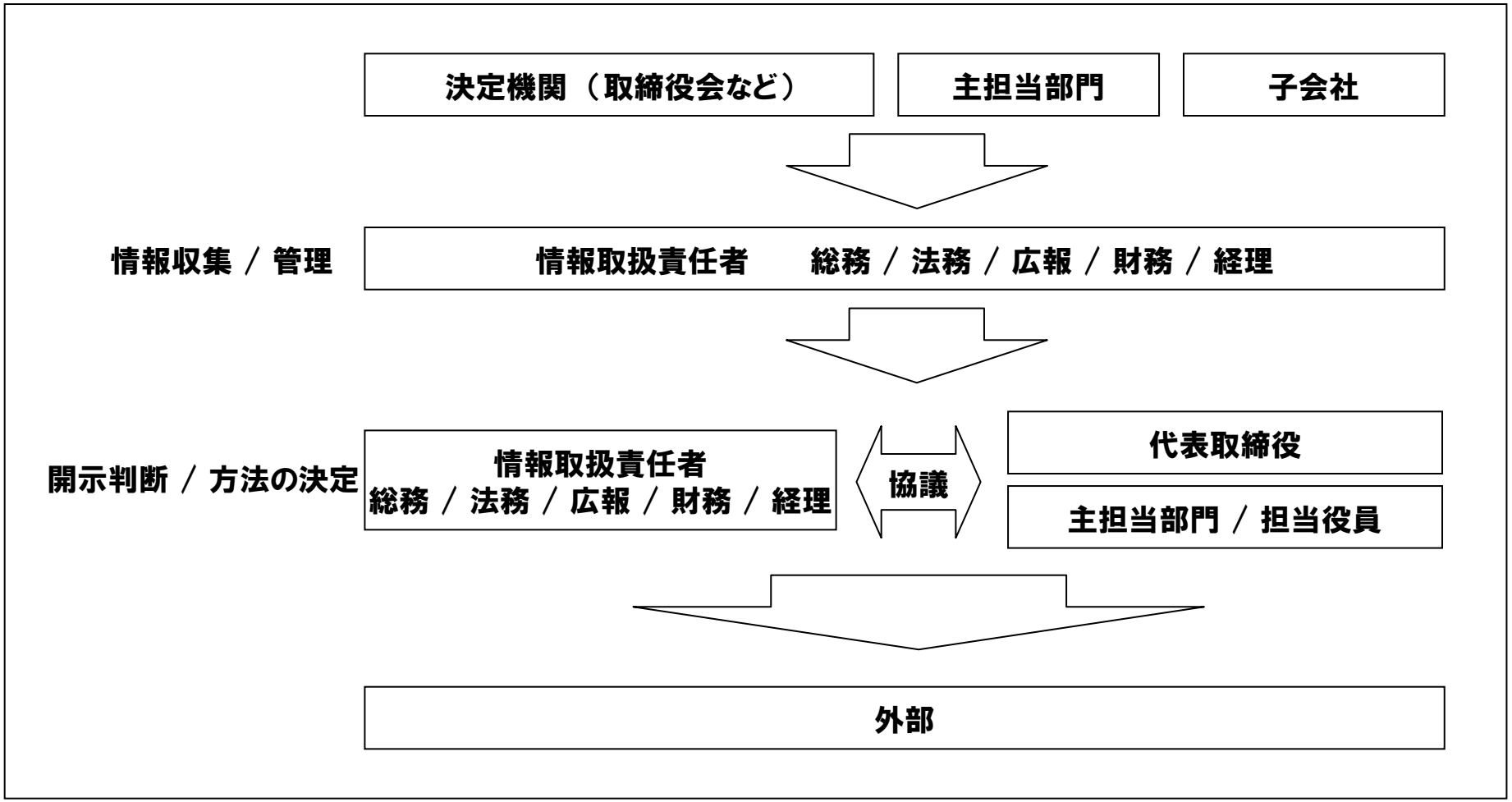
適時開示に係る社内体制の概略図